

伊達市私有林等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づき本市に譲与される森林環境譲与税を活用し、森林の有する多面的機能の維持及び増進を図ることを目的に市内の地域森林計画対象森林の私有林において実施される森林整備事業に対して交付する私有林等整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、伊達市補助金等交付規則（平成23年規則第15号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、第1号から第4号までに掲げる事業については、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上の事業に限るものとする。

- (1) 除伐 下刈りが終了した5齢級以下（天然林に当たっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。以下同じ。）の除去、不良木の淘汰
- (2) 保育間伐 7齢級以下（天然林及び気象害等の被害を受けた森林にあっては12齢級以下）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う適正な密度管理を目的とする不用木の除去、不良木の淘汰及び被害木の搬出集積
- (3) 間伐
 - ア 12齢級以下（ただし、地域の標準的な森林施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林については、この限りでない。）の林分における不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積
 - イ 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項の森林経営計画に基づき行うもので、伊達市森林整備計画（以下「森林整備計画」という。）で定める標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分において行う適正な密度管理を目的として不用木の除去、不良木の淘汰及び搬出集積
- (4) 枝打ち
 - ア 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去
 - イ 12齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去
- (5) 鳥獣害防止施設等の整備
 - ア 施設等整備 健全な森林の造成、保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備
 - イ 施設改良 既設の鳥獣害防止施設（森林整備計画で定める鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良
- (6) 森林作業道整備 継続的に使用され、かつ、森林作業道作設指針の制定について（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）に基づき北海道が作成した北海道森林作業道作設指針（平成23年3月31日森整第1219号）に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び改良（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を含む。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となる森林において、第2条に規定する補助対象事業を行う者で、次の各号に掲げるもの（以下「事業主体」という。）とする。

- (1) 森林所有者
- (2) 森林組合
- (3) 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第8号に規定する団体
- (4) 森林法第11条第1項の森林経営計画の認定を受けた者

（補助金交付額）

第4条 市長は、年度ごとに予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費の一部を事業主体に補助するものとし、補助金の交付額については、補助基本額（北海道が定める造林事業標準単価に森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日13林整整第885号林野庁長官通知）に基づく間接費を加算し、これに事業量を乗じて求めた額をいう。）に補助率として68パーセントを乗じて算定するものとする。

（事業計画等）

第5条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、第2条に規定する補助対象事業に関する年間事業計画を前年度の9月30日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

2 事業主体は、事業の着手前に当該年度の実施計画（以下「実施計画」という。）を市長に提出するものとする。

3 年度途中において実施計画を変更する場合は、変更後の実施計画を市長に提出するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付申請をしようとする事業主体は、事業の終了後、速やかに市長が別に定める書類を添付して補助金の交付申請を行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、事業の終了前においても補助金の交付申請を行うことができる。

2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができることとし、委任を受けた者は、市長に対して前項に定める書類に委任状を添付のうえ、申請するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

2 補助金を交付すべきでないとしたときは、その旨を当該申請者に対し、書面で通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備、森林資源循環利用林道整備事業又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合
- (2) 森林経営計画に基づいて行ったものについて、当該計画の認定の取消しを受けた場合
- (3) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施

- すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しない場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合
(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年3月29日から施行する。